

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

応接項目

1. 口腔保健事業、患者の受診抑制への対策

（1）失業や廃業、減収及び物価高騰等により経済的理由から受診抑制がおこらないよう、府民に対して医療費の一部負担金を減免する制度を充実させること

（回答）

○ 国民健康保険制度における一部負担金の減免につきましては、大阪府と代表市町村で構成する大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議で協議した上で策定している「大阪府国民健康保険運営方針」に則って運用しているところであり、今後とも適切に運用してまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

回 答

団体名（ 大阪府歯科保険医協会 ）

（要望項目）

応接項目

1. 口腔保健事業、患者の受診抑制対策

（2）福祉医療費助成制度において、乳幼児医療、ひとり親家庭医療、障がい者医療の対象者を抜本的に拡充し、窓口負担をなくすこと。老人医療費助成制度を復活させること。これら4医療費助成に加え、妊産婦医療費助成を新設すること。

（回答）

- 福祉医療費助成制度については、全ての都道府県において実施されており、事実上のナショナルミニマムとなっていることから、本来であれば国において実施するべきものと考えており、国において制度を創設するよう強く要望しています。
- 一方で、国の制度が創設されるまでは、府としてこの制度を継続する必要があると考えています。
- 乳幼児医療費助成制度については、府と市町村の役割分担として、セーフティネット部分は府が基準設定、子育て支援は市町村が独自に制度設計と整理した経緯があります。
- こうした整理を踏まえ、医療のセーフティネットの観点から補助制度の再構築を行うとともに、新子育て支援交付金により乳幼児医療費助成をはじめ子育て支援施策の充実につながるよう、市町村支援を行っています。
- 平成30年度の福祉医療費助成制度の再構築においては、府・市町村の厳しい財政状況のもと、対象者や対象医療の拡充が求められていたため、府議会の議決を経て、より医療を必要とする方々に支援が行き届く制度とした。
- 具体的には、65歳以上の重度ではない老人医療対象者は3年の経過措置をもって対象外とする一方、重度の精神障がい者・難病患者の方々を新たに対象とし、年齢に関係のない重度障がい者医療として再構築するとともに、これまで助成対象外であった訪問看護ステーションが行う訪問看護を対象に加えました。

- このような福祉医療費助成制度の再構築に伴う所要額の増加に加え、医療の高度化に伴う医療費の増加などが見込まれていたため、持続可能な制度構築の観点から、一部自己負担額の設定と旧制度からの引き上げが不可欠となりました。
- 今後とも、再構築した福祉医療費助成制度により、医療のセーフティネットとしての役割を果たしていきます。
- また、妊産婦の方への診療等については、府内市町村において妊婦健診費用の公費負担を実施しており、令和7年4月1日時点での府内平均公費負担額は122,102円です。さらに41市町において多胎妊婦への追加助成が行われており、自己負担の軽減が図られているところです。
- 府としては、妊婦の方が安心して出産できる環境を整備するため、総合及び地域周産期母子医療センターの指定など医療提供体制を整備するとともに、産婦人科救急搬送体制の確保や最重症合併症の妊産婦の受入れ体制を整備してきたところであり、今後とも母子保健や医療提供体制の整備に努めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課
子ども家庭局 子ども家庭企画課
健康医療部 保険医療室 地域保健課

回 答

団体名（ 大阪府歯科保険医協会 ）

（要望項目）

応接項目

1. 口腔保健事業、患者の受診抑制対策

（3）成人歯科健診は毎年受けられるよう拡充し、障害者、施設入所者、在宅患者等の健診の機会を保障すること。また患者が希望する歯科医療機関で受けられるようにすること。

（回答）※下線部について回答

- 障害者総合支援法に基づく基準省令で「指定障害者支援施設等は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない」とあり、指定障害者支援施設等に対し、入所者に歯科検診等の機会を確保するよう求めています。
- また、令和6年4月の報酬改定において、入所者が医療機関に通院する際に、施設職員が同行支援することを評価する通院等支援加算が創設されています。
- 今後とも、指定障害者支援施設等に対し、入所者が安心してサービス利用できるよう指導してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

応接項目

1. 口腔保健事業、患者の受診抑制対策

（3）成人歯科健診は毎年受けられるよう拡充し、障害者、施設入所者、在宅患者等の健診の機会を保障すること。また患者が希望する歯科医療機関で受けられるようにすること。

（回答）※下線部について回答

- 介護保険施設の入所者の口腔衛生の管理については、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」等において、「入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う」と規定されています。
- 具体的には、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対して口腔衛生に係る技術的助言を年2回以上実施すること、当該施設の従業者又は歯科医師若しくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者毎に施設入所時及び入所後、月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施することとなっております。
- 運営指導等の機会を通じ、介護保険施設入所者の検診の機会が十分に確保されるよう、指導に努めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 高齢介護室 介護事業者課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

応接項目

1. 口腔保健事業、患者の受診抑制対策

（3）成人歯科健診は、毎年受けられるよう拡充し、障害者、施設入所者、在宅患者等の健診の機会を保障すること。また患者が希望する歯科医療機関で受けられるようにすること。

（回答）

- 大阪府では、従前から健康増進法に基づく健康増進事業における歯周疾患検診費として、20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の対象年齢の府民に対し、各自治体で行われている歯科健診に要する経費について補助を行っております。
- また、令和5年度より別途、国庫補助事業「8020運動・口腔保健推進事業（都道府県等口腔保健推進事業）」により各自治体において、法令で定められた歯科健診以外に拡充して実施する歯科健診に対して補助が行われております。府内でも取組みが進んでいるところです。引き続き、各自治体が歯科健診を行えるよう、周知等に努めてまいります。
- 府内における一般の歯科診療所では治療が困難な方に対応できる歯科医療機関（障がい者歯科診療施設）の情報については、府ホームページと福祉のてびきに掲載し、周知に努めております。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 健康づくり課

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

応接項目

2. 国保料、介護保険料の問題

（1）高額な保険料の原因である、府内統一保険料化を止めること。高くなつた大阪府の保険料を下げるため、大阪府一般会計法定外繰り入れを行うこと。大阪府が市町村独自の基金に口を出すことは地方財政法違反であることを認識すること。

（回答）

○ 人口減少、超高齢化が進展する中、市町村単位の国保の仕組みのままでは、10年後、20年後の府内市町村の保険料水準に大きな格差が生じることが見込まれることから、将来にわたって府域内の格差を是正し、「同じ所得、同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」とすることで、被保険者間の受益と負担の公平性を確保するとともに、保険財政の規模を大きくすることで、安定した財政運営を図ることを目的に、平成30年度に保険料率の統一を行い、6年間の激変緩和期間を設けて、令和6年度から府内の保険料率を完全統一しています。

○ 国民健康保険制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本です。その上で、国民健康保険制度は、法律に基づき国及び都道府県による公費負担の割合が定まっており、さらに国民健康保険料を引き下げるための法定外の一般会計繰入を実施することは、国民健康保険特別会計における収支の均衡を図る観点及び税の公平性の観点から適切ではないと考えており、大阪府として独自の財政措置を行うことは考えていません。

そのため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。

○ 市町村に設置される財政調整基金における繰出し要件等については、「大阪府国民健康保険運営方針」において、全市町村の合意のもと、定めているものです。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

回 答

団体名（ 大阪府歯科保険医協会 ）

（要望項目）

応接項目

2. 国保料、介護保険料の問題

（2）府独自の介護保険料軽減策の手立てを早急に講じること。

（回答）

- 介護保険料については、低所得者の負担軽減のため、介護保険法に基づき公費による支援が行われており、府もその4分の1を負担しているところです。
- これとは別に、府が財政支援を行うことは、受益と負担の公平性の確保や被保険者以外の方への負担の転嫁を避ける観点から、適当ではないと考えます。
- 府としては、介護保険制度の持続可能性の確保のためにも、高齢者ができる限り元気に生活し続けていただくことができるよう、市町村における介護予防等の取組を支援してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 高齢介護室 介護支援課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

応接項目

3. 歯科医療提供体制、公衆衛生

- （1）歯科を標榜する地域の基幹病院への財政支援を強め高次の歯科医療提供体制を整備すること。

（回答）

- 地域医療介護総合確保基金を活用し、今年度から歯科標榜に関わらず、病院に歯科医師や歯科衛生士を派遣することで、医科歯科連携の推進に取り組み、周術期患者等の口腔衛生状態の改善、退院促進を図っております。
- 退院後も、在宅療養する場合に必要とされる歯科医療を提供できるよう、在宅歯科医療に対応可能な歯科医師、歯科衛生士の育成にも取り組んでいます。
- 引き続き、地域における歯科医療提供体制拡充に資するよう、二次医療圏保健医療協議会等において、地域の医療機関連携について情報共有を図ってまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課
健康推進室 健康づくり課

回 答

団体名（ 大阪府歯科保険医協会 ）

（要望項目）

応接項目

3. 歯科医療提供体制、公衆衛生

（2）新興感染症が発生した際に歯科治療にかかる体制を医療圏ごとに整備すること。新興感染症に対応できる保健所職員の増員、体制を強化すること。

（回答）

- 府民の方々が安心して歯科受診ができるよう、各関係機関等と連携してまいります。
- 併せて、地域における歯科医療提供体制拡充に資するよう、二次医療圏保健医療協議会等において、地域の医療機関連携について情報共有を図ってまいります。
- 新興感染症発生時の対応については、新型コロナ対応を踏まえて改定した、大阪府感染症予防計画及び大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画において、感染症に関する知識の向上を目的とした研修・訓練を通じた医療人材の育成等、平時からの取組について定めております。
- これらの計画に基づき、歯科診療所における感染対策に資するよう、今年度から大阪府歯科医師会協力のもと、歯科診療所における新型インフルエンザ等の感染予防に関する研修動画を作成し、大阪府ホームページにて公開しております。
- 引続き、地域の感染症対応力の向上に向けた取組を進めてまいります。
- 府保健所の人員については、毎年度、新たな行政需要や既存の業務の必要性などを十分に精査したうえで、業務の見直しや効率化を図りつつ、業務量に見合った適正な体制となるよう協議を行っており、新興感染症への対応としては、これまでに新型コロナ対策関連業務のために行った増員を一部維持するなどして体制を整備したところです。

- また、大阪府感染症予防計画では、感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上について、保健所職員の研修・訓練の実施回数の目標数を定めており、平時及び院内感染発生時における医療機関との連携及び適切な支援を目的とするケーススタディや感染症指定医療機関と連携した搬送訓練も実施しています。
- 引き続き、保健所に期待される役割を十分に果たすことができるよう、保健所職員等に対する感染症に関する人材の養成に努めてまいります。

(回答部局課名)

健康医療部 健康医療総務課
健康医療部 保健医療室 医療・感染症対策課
健康医療部 健康推進室 健康づくり課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

応接項目

3. 歯科医療提供体制、公衆衛生

（3）歯科口腔外科を実施している公的医療機関や歯科口腔外科の認定医・専門医が配置されている医療機関を把握し、府民に分かりやすく周知すること。

（回答）

○ 大阪府のホームページから閲覧可能な「医療情報ネット（ナビイ）」において、「歯科口腔外科」を実施している医療機関が検索可能です。また、検索した病院情報の中に専門医の配置人数も示されていますので、そちらをご活用ください。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課
健康推進室 健康づくり課

回 答

団体名（ 大阪府歯科保険医協会 ）

（要望項目）

応接項目

3. 歯科医療提供体制、公衆衛生

（4）地域での歯科医療の提供体制を拡充する観点から、地域歯科診療支援病院および在宅療養支援歯科病院などが医療圏ごとに配置されるよう支援し整備を進めること。

（回答）

○ 地域歯科診療支援病院および在宅療養支援歯科病院の届出は、各診療機関の判断に委ねられているのですが、地域における歯科医療提供体制拡充に資するよう、二次医療圏保健医療協議会等において、地域の医療機関連携について情報共有を図ってまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 健康づくり課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

応接項目

3. 歯科医療提供体制、公衆衛生

（5）障がい者（児）歯科医療に対応する一次医療機関を把握し増やすとともに、入院下、全身管理下で歯科治療が受診できるよう高次連携を進めること。当該医療機関を対象とする財政支援策および高次歯科医療機関との相互連携を支援すること。

（回答）

- 本府では、従来から障がい者歯科診療を行う府内の医療機関（市町村が実施主体の施設は除く）に対し、人件費の補助を行うことにより、障がい者歯科診療施設の支援を行っており、今年度より対象施設が増加する見込みです。
- また、一般の歯科診療所では治療が困難な障がい者に対する適正な診療機会の確保及び診療技術の向上を図ることおよび、府内の障がい者歯科診療の拠点施設として高度かつ適切な歯科医療サービスを提供するため、障がい者歯科診療センター運営委託事業を行っています。
- 今後も、障がい者（児）に対する歯科医療に従事可能な歯科医師・歯科衛生士が確保されるよう、必要に応じて関係機関と連携してまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 健康づくり課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

応接項目

3. 歯科医療提供体制、公衆衛生

（6）個人歯科技工所に対して、高度な医療用機器の取得を支える補助金を創設し申請手続きの簡素化や申請書補助の窓口を設置すること。

（回答）

- 歯科技工所に対する支援としては、医療機関等の負担軽減を図り、安定的な事業継続を支援するため、令和5年度と令和7年度に、「大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金」の支給を行ったところです。
- ご要望の、高度な医療用機器の取得を支える補助金については、大阪府の厳しい財政状況下において、新たな補助制度を設けることは困難ですが、中小企業庁等において、生産性向上等に必要な設備投資等の取組みへの支援が行われています。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 健康づくり課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

応接項目

3. 歯科医療提供体制、公衆衛生

（7）歯科医療機関が安心して水が使えるよう、計画的に水道管の点検・補修をし到達点を可視化すること

（回答）※上水道に関して回答

- 水道事業につきましては、各市町村等の各水道事業体（水道局等）が事業を実施しています。
- 府としては水道事業を実施していませんが、各水道事業体への立入検査等の機会を通じて、水道管、配水池、浄水場等の水道施設の定期的な点検や修繕状況を確認するとともに、国の交付金の活用などの助言を行っています。
- また、水道事業は、水需要や人口の減少による水道料金収入の減少、水道施設の老朽化による更新費用の増加等の課題への対応が求められている中、より効率的な経営のため、水道事業体においては人工衛星やAI等の新たな技術を活用した効率的な水道管の点検等が行われており、府としてはこれらの技術の活用事例説明会を開催するなど、その普及を支援しています。
- 加えて、各水道事業体に対し、水道施設の耐震化（老朽化）の現状と更新計画等について、各市町村等のホームページや広報紙等に掲載するなど、水道事業に関する住民理解の促進を図るよう指導・助言を行っています。

（回答部局課名）

健康医療部 生活衛生室 環境衛生課

回 答

団体名（ 大阪府歯科保険医協会 ）

（要望項目）

応接項目

3. 歯科医療提供体制、公衆衛生

（7）歯科医療機関が安心して水が使えるよう、計画的に水道管の点検・補修をし到達点を可視化すること

（回答）

- 「水道管」を「下水道管」と読み替えて回答します。
- 府が管理する流域下水道管については、原則 10 年に1度、段差のあるマンホール等、硫化水素が発生するなど腐食するおそれがあり箇所については、5年に1度、調査を実施しており、対策が必要な箇所が発見されれば、その都度、補修等の対応を実施しています。
- また、国から要請のあった下水道管路の「全国特別重点調査」について、調査対象、進捗状況、今後の予定を現在、府ホームページにて公表しており、調査完了時には、改めて完了した旨公表を予定しております。

（回答部局課名）

都市整備部 下水道室 事業課

回 答

団体名（ 大阪府歯科保険医協会 ）

（要望項目）

応接項目

4. 歯科医院経営等への支援

（1）新興感染症対策費を補償すること。

（回答）

- 新興感染症発生時においては、新型コロナ対応を踏まえ令和7年3月に改定した、大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画や国から示される方針等に基づき、対応いたします。
- 有事における感染症対策に要する経費について、国の財政支援を踏まえつつ、所要の準備を行うと定めています。また、国に対しても、新興感染症の発生公表後速やかに、ウイルスの病原性等について評価・判断し、医療提供体制の整備への支援を行うよう要望しています。
- 引き続き、新興感染症発生及びまん延時に医療提供体制が確保できるよう、計画等に基づく対応を行ってまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 医療・感染症対策課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

応接項目

4. 歯科医院経営等への支援

（2）国の交付金だけでなく、府の独自予算でさらなる物価高騰対策支援を講じること。

（回答）

- 物価高騰の影響を受けている医療機関等の負担軽減を図り、安定的な事業継続を支援するため、地方創生臨時交付金を活用して、令和4年度から今年度も含めて計4回にわたり、物価高騰対策一時支援金を支給しています。
- 今後の支援については、引き続き、国の動きを注視するとともに、国から臨時交付金が追加交付された場合には、必要な検討を行っていきます。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課
健康推進室 健康づくり課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

応接項目

4. 歯科医院経営等への支援

（3）支援金などの申請手続きはオンラインに限定せず、柔軟に対応すること。

（回答）

○ 物価高騰対策一時支援金の申請については、大阪府行政オンラインシステムによる申請だけではなく、紙様式による申請の受付も行っています。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課
健康推進室 健康づくり課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

応接項目

4. 歯科医院経営等への支援

（4）歯科医療機関に対する情報は府内すべての歯科医療機関にいきわたるよう徹底すること。

（回答）

○ 歯科医療機関を含む医療機関に対する情報は、内容に応じて、医師会、歯科医師会等の医療関係団体を通じて周知いただくとともに、府ホームページに「病院・診療所等への通知等」のページを設け、国又は府からの各種通知等を掲載しており、今後も周知の徹底に努めてまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課
健康推進室 健康づくり課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

応接項目

5. 審査・指導

(1) 弁護士帯同や録音の申し出を妨げないこと。録音の申し出に対して同意書の提出を求めて取り下げるよう促すなど、指導大綱から逸脱する事例が大阪で起こっている。当該技官・事務官を厳正に処分するとともに再発防止策を示すこと。

（回答）

○ 被指導者から書面をもって委任を受けた弁護士については、指導への帯同を認めているので、その取扱いについては、個別指導の実施通知者である近畿厚生局にご相談願います。録音については、指導の場では、患者の個人情報保護に万全を期する必要があることから、録音の目的が保険医自身による指導内容の確認である場合は認めています。

なお、不適切だと思われる対応がある場合は、その場でお申し出いただか、指導後にご連絡ください。

指導大綱の指導方針には、「保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、懇切丁寧に行う。」とされており、今後とも指導にあたっては、指導大綱を遵守してまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

応接項目

5. 審査・指導

（2）改定時集団指導は、質疑応答の機会を設けるなど、改定された内容が開業医にわかりやすいものとなるよう工夫すること。

（回答）

○ 改定時集団指導は、制度周知の公平性を図るため、厚生労働省がホームページ上に掲載している説明動画にて説明した内容と配布資料等に基づくものとなっています。

大阪府管内の保険医療機関等に対して実施される改定時集団指導についても、厚生労働省ホームページ上で公開されている説明動画の視聴および関係通知等の確認をもって、集団指導の開催に代えさせていただいている。

なお、診療報酬改定に係る質疑応答については、近畿厚生局ホームページの「疑義照会送信フォーム」より、お問い合わせが可能となっています。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

応接項目

5. 審査・指導

（3）保険医療機関に対する指導にあたっては、近畿厚生局との連携を前提にしつつも、選定委員会への積極的な参画と公正で民主的な運営のために独自性と主体性を持つこと。

（回答）

○ 大阪府としては、国民健康保険及び後期高齢者医療制度を所管する立場から、「指導大綱」に基づいて設置されている「近畿厚生局選定委員会（大阪部会）」に積極的に参加しているところです。今後とも近畿厚生局と連携して、保険医療機関に対する適切な指導に努めてまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

応接項目

5. 審査・指導

（4）指導大綱に定められている「懇切丁寧」な指導を徹底すること。

（回答）

○ 指導大綱の指導方針には、「保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、懇切丁寧に行う。」とされており、今後とも指導にあたっては、指導大綱を遵守してまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

応接項目

5. 審査・指導

（5）技官や事務官の質の向上に努めること。被指導者が相談できる苦情申立ての窓口や第三者機関を設けること。

（回答）

○ 指導大綱の指導方針には、「保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、懇切丁寧に行う。」とされています。今後とも指導大綱を遵守すべく、指導に携わる技官及び事務官の研鑽に努めてまいります。

また、被指導者からの指導に関する相談については、指導実施通知者である近畿厚生局にお問い合わせください。併せて、第三者機関については、既存の窓口機関がありますので、ご活用ください。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

応接項目

5. 審査・指導

（6）立合い人の選択の自由を認めること。

（回答）

○ 指導大綱の指導方法等に、都道府県医師会、同歯科医師会、同薬剤師会（以下「都道府県医師会等」）に対して立会いを依頼する旨、定められており、また、「都道府県医師会等が指導に立ち会わない場合にあって、必要があると認めたときは、地方厚生（支）局長は支払基金等に対して審査委員の立合いの依頼を行なうことができる」とされています。

指導大綱に基づき、引き続き指導の目的が達せられるよう努めてまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課